

令和元年度

公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構事業概要

企画調整局

目 次

第1	設 立 の 趣 旨	1
第2	概 要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設 立 年 月 日	2
4	基 本 財 産	2
5	出 捐 総 額	2
6	組 織 図	3
7	職 員 数	5
8	評 議 員 及 び 役 員	7
第3	定 款	9
第4	平成30年度事業報告	19
1	事 業 報 告	19
2	財 務 諸 表	24
3	財 務 状 況	32
第5	令和元年度事業計画	33
1	事 業 計 画	33
2	財 務 諸 表	37
第6	主要事業の推移(平成28年度～30年度)	41
参 考 資 料		42

(令和元年7月1日現在)

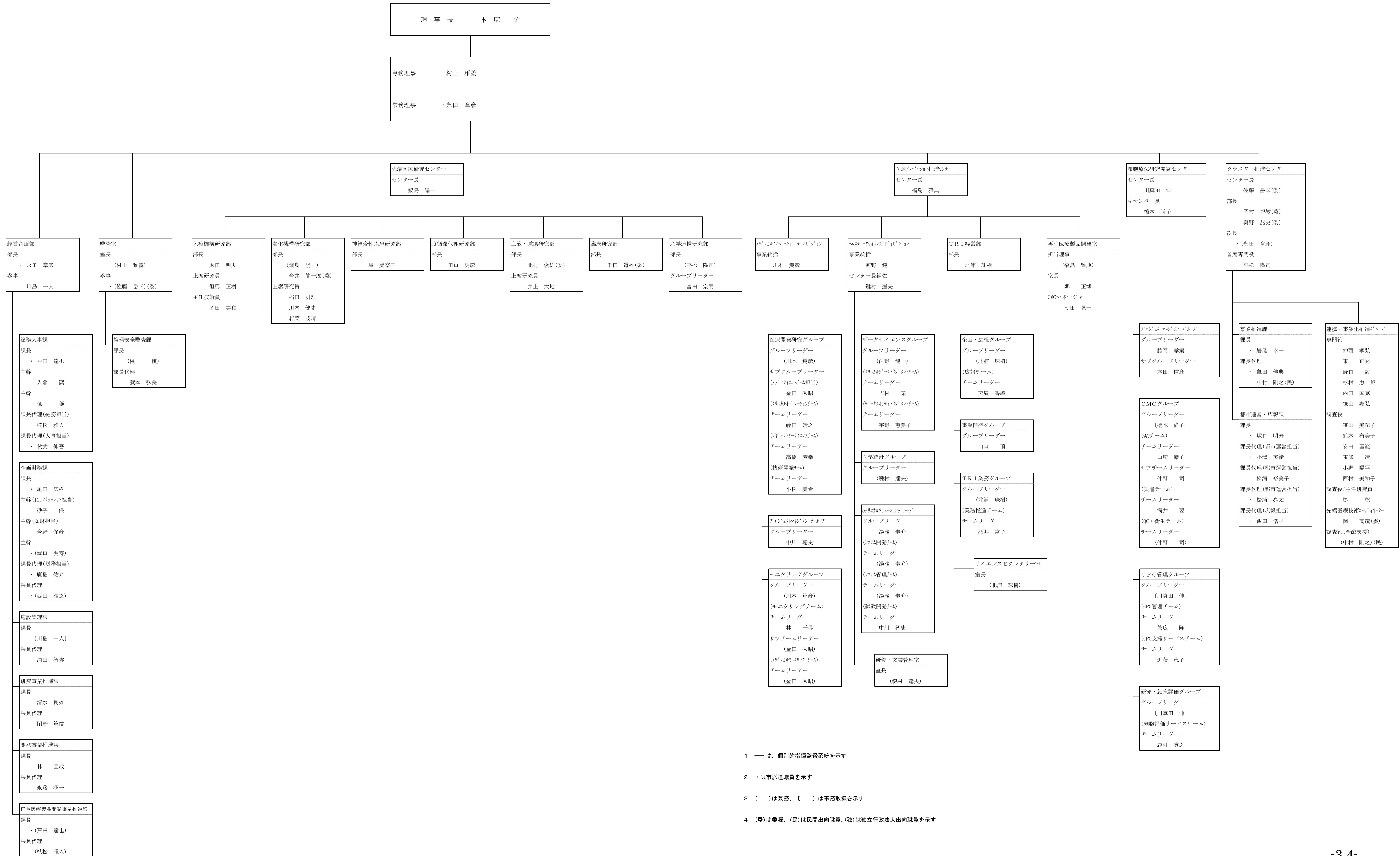
第1 設立の趣旨

21世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与することを目的とする。

第 2 概 要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構
- 2 所 在 地 神戸市中央区港島南町 2 丁目 2 番
- 3 設立年月日 平成 1 2 年 3 月 1 7 日
(平成 2 4 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行)
(平成 3 0 年 4 月 1 日 先端医療振興財団から
神戸医療産業都市推進機構へ改組)
- 4 基本財産 1, 2 3 7, 8 9 1 千円
- 5 出捐総額 1, 2 2 7, 7 8 0 千円

出捐団体	出捐額	出捐率	出捐年度
神戸市	1, 1 4 0, 2 8 0 千円	9 2. 9 %	平成 1 1 ・ 2 1 年度
兵庫県等	2 5, 0 0 0 千円	2. 0 %	平成 1 1 年度
民間企業等	6 2, 5 0 0 千円	5. 1 %	平成 1 1 ・ 1 2 年度
合計	1, 2 2 7, 7 8 0 千円	1 0 0. 0 %	



- 1 — は、個別的指揮監督系統を示す
- 2 ・は市派遣職員を示す
- 3 ()は兼務、[]は事務取扱を示す
- 4 (委)は委嘱、(民)は民間出向職員、(独)は独立行政法人出向職員を示す

7 職員数（常勤）

令和元年7月1日現在

所属	職名	研究職	専門職、他	事務職		人材派遣	合計
				課長級以上	係長級以下		
経営企画部・監査室				(2) 9	(2) 24	9	(4) 42
	総務人事課			(1) 3	(1) 6	2	(2) 11
	企画財務課			(1) 3	(1) 6	3	(2) 12
	施設管理課			1	2	1	4
	研究事業推進課			1	3	2	6
	開発事業推進課			1	4	1	6
	再生医療製品開発事業推進課				1		1
	倫理安全監査課				2		2
先端医療研究センター		44					44
免疫機構研究部		8					8
老化機構研究部		20					20
神経変性疾患研究部		5					5
脳循環代謝研究部		5					5
血液・腫瘍研究部		3					3
産学連携研究部		3					3
医療イノベーション推進センター			89			16	105
特務担当プロモーター			3				3
医療開発研究グループ			21			1	22
プロジェクトマネジメントグループ			7			1	8
モニタリンググループ			4				4
データサイエンスグループ			11				11
医学統計グループ			6			3	9
eクリニカルソリューショングループ			9				9
研修・文書管理室			2				2
企画・広報グループ			4				4
事業開発グループ			7				7
TRI業務グループ			6			4	10
サイエンスセクレタリー室						3	3
再生医療製品開発室			9			4	13

所属	職名	研究職	専門職、他	事務職		人材派遣	合計
				課長級以上	係長級以下		
細胞療法研究開発センター			51			25	76
	プロジェクトマネジメントグループ		9			2	11
	CMOグループ		28			20	48
	CPC管理グループ		4			1	5
	研究・細胞評価グループ		10			2	12
クラスター推進センター			23	(2) 2	(4) 16	4	(6) 45
	事業推進課			(1) 1	(1) 7	2	(2) 10
	都市運営・広報課			(1) 1	(3) 9	2	(4) 12
	連携・事業化推進グループ		23				23
合計		44	163	(4) 11	(6) 40	54	(10) 312

(注) 兼務を除く。
 役員を除く。
 ()内は市派遣職員で内数を示す。
 市OB職員1名を含む。

8 評議員及び役員

(1) 評 議 員

氏 名	備 考
芦田 信	JCRファーマ株式会社代表取締役会長兼社長
家次 恒	神戸商工会議所会頭 シスメックス株式会社代表取締役会長兼社長
小川 久雄	国立循環器病研究センター理事長
置塩 隆	神戸市医師会会長
金澤 和夫	兵庫県副知事
金田 安史	大阪大学大学院医学系研究科教授・副学長
小安 重夫	理化学研究所理事
杉村 和朗	神戸大学理事・副学長
谷口 真澄	神戸市企画調整局長
寺崎 秀俊	神戸市副市長
橋本 信夫	神戸市民病院機構理事長
湊 長博	京都大学プロボスト 理事・副学長

(令和元年7月1日現在)

(2) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	本庶 佑	京都大学高等研究院副院長／特別教授
専務理事	村上 雅義	神戸医療産業都市推進機構専務理事
常務理事	永田 章彦	神戸医療産業都市推進機構経営企画部長
理事	浅野 薫	シスメックス株式会社取締役専務執行役員
理事	今西 正男	神戸市理事兼企画調整局医療・新産業本部長兼都市局長
理事	川真田 伸	神戸医療産業都市推進機構細胞療法研究開発センター長
理事	佐藤 岳幸	神戸市企画調整局医療・新産業本部医療政策担当部長 (神戸医療産業都市推進機構クラスター推進センター長)
理事	鍋島 陽一	神戸医療産業都市推進機構先端医療研究センター長
理事	西田 栄介	理化学研究所生命機能科学研究センター長
理事	福島 雅典	神戸医療産業都市推進機構医療イノベーション推進センター長
理事	藤澤 正人	神戸大学大学院医学研究科長・医学部長
理事	細谷 亮	神戸市立医療センター中央市民病院長
理事	松岡 聡	理化学研究所計算科学研究センター長
理事	藪本 訓弘	兵庫県健康福祉部長兼病院事業副管理者
監事	河上 哲也	三井住友銀行公共・金融法人部(神戸)部長
監事	松山 康二	公認会計士
名誉理事長	井村 裕夫	神戸医療産業都市推進協議会会長
顧問	井戸 敏三	兵庫県知事
顧問	寺田 雅昭	国立がん研究センター名誉総長
顧問	久元 喜造	神戸市長

(令和元年7月1日現在)

第 3 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構と称する。

英文名を Foundation for Biomedical Research and Innovation at Kobe と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、21 世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 神戸医療産業都市の推進に係る企画立案、人材育成、学術集会、情報発信、産官学医の連携・融合促進及び国際交流等
- (2) 再生・細胞治療の研究開発及び製品の製造
- (3) 医療機器の研究開発
- (4) 医薬品の研究開発
- (5) 先制医療の実現のための研究開発
- (6) 研究開発・臨床応用に対する総合的支援
- (7) 新事業創出促進及び既存産業の高度化のための各種支援
- (8) 市民への健康支援
- (9) 神戸医療産業都市の推進に係る施設の管理・運営
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員

会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長(第22条に規定する理事長をいう。以下同じ。)が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(保有株式の権利行使等の制限)

第10条 この法人が保有する租税特別措置法第40条(昭和32年法律第26号)第1項後段の適用を受けた株式(出資を含む。以下同じ。)について、その後取得した同一の銘柄

の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主（出資者を含む。以下同じ。）としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布資料の受領

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の定めに従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の構成)

第13条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用弁償の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第11条又は第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された2名及び議長が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人等

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を専務理事及び3名以内を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長及び前項の専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の代表理事とし、前項の常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事及び監事の構成)

第24条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐する。

3 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 27 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、評議員会の決議によって、その任期を短縮することができる。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

6 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において、別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 29 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第30条 役員は、無報酬とする。ただし、理事長及び専務理事並びに監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
 - 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(賠償責任の一部免除又は限定)

- 第31条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事、監事又は会計監査人（理事、監事又は会計監査人であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。
- 2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人との間で、前項の賠償責任について、当該理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉理事長及び顧問)

- 第32条 この法人に、名誉理事長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉理事長は、評議員会の承認を得て理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
 - 4 名誉理事長及び顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べ、助言することができる。
 - 5 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。
 - 6 名誉理事長及び顧問には、費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、第 10 条の決議を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項及び第 10 条の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 35 条第 2 項においては、前項の規定にかかわらず、出席した理事及び監事はこれに記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
 - 家次 恒
 - 置塩 隆
 - 金倉 譲
 - 金澤 和夫
 - 菊池 晴彦
 - 竹市 雅俊
 - 中村 三郎
 - 根木 昭
 - 橋本 信夫
 - 原 仁美
 - 湊 長博
 - 山本 朋廣
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
 - 井村 裕夫
 - 柏 由紀夫
 - 北 徹
 - 笹井 芳樹
 - 杉村 和朗
 - 鍋島 陽一
 - 西尾 利一
 - 西川 伸一
 - 西河 芳樹
 - 平尾 公彦
 - 福島 雅典
 - 三木 孝
 - 村上 雅義
 - 山平 晃嗣
 - 渡辺 恭良
- 5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とする。
 - 理事長 井村 裕夫
 - 副理事長 西川 伸一
 - 専務理事 村上 雅義
 - 常務理事 山平 晃嗣

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

服部 博明

松山 康二

7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款の変更は、平成 24 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和元年 6 月 28 日から施行する。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	物量等
定期預金	9,208,500 円
兵庫県公募公債	30,000,000 円
神戸市公募公債	100,000,000 円
地方公共団体金融機構債券	100,000,000 円
神戸都市振興サービス株式会社株式	200,000 株

第4 平成30年度事業報告

1 事業報告

(1) 共通事項

ア 第4期経営計画に基づく新たな推進体制の始動

神戸医療産業都市は検討開始から20年の節目を迎え、平成29年11月の病院統合や350を超える企業・団体の進出、高度専門医療機関の整備など神戸医療産業都市を取り巻く環境変化の中、これまでの推進母体であった先端医療振興財団の役割や機能を大幅に見直し、平成30年4月に神戸医療産業都市推進機構へと発展改組するとともに、目指すべき方向性や事業を掲げた「第4期経営計画」を策定し、新たな推進体制が始動した。

平成30年度は新組織としての体制整備をはじめ、新たな研究事業の立ち上げや開発支援案件の薬事承認、革新的な細胞治療法の技術移転など革新的医療技術の創出に取り組むとともに、多様な主体間のシーズ・ニーズの発掘・探索や神戸医療産業都市運営委員会の発足などの総合調整機能の強化により、産官学医の連携・融合の促進に取り組んだ。

さらに本庶理事長の2018年ノーベル生理学・医学賞受賞を契機とした更なる研究機能強化に向けた研究基盤の整備検討にも着手するなど、経営計画に掲げた研究・事業等を着実に推進した。

イ 理事長直轄「経営企画会議」の開催

機構の経営に関わる重要事項を審議・決定するとともに、経営計画に定めた研究・事業等の着実な推進に向けた執行管理を行った。

ウ コーポレート・ガバナンスの強化

研究費等の適正執行の確保やコンプライアンスの意識向上、情報セキュリティの強化等を図るため、内部監査や各種研修等を引き続き実施した。

また、各分野別審査委員会により臨床研究等の倫理性・安全性を確保し、動物実験や遺伝子組換え実験の安全性等を確認した。

(2) 公1会計

① 先端医療研究センター

ア 免疫医療研究の推進

免疫機構研究部では、免疫システムの活性化・制御メカニズムの解明及びその制御技術の開発等への取り組みとして、PD-1を標的とした自己免疫疾患を含む炎症性疾患の新しい治療法開発に関する共同研究を引き続き進めるとともに、炎症性変化の早期検知に役立つマーカーの探索を行う共同研究を新たに開始した。

イ 老化研究の推進

老化機構研究部では、老化メカニズムや老化・加齢関連疾患の発症機序の解明及び制御技術の開発等への取り組みとして、クロトー変異マウスを用いた加齢関連疾患の解析、加齢疾患に関連する代謝の恒常性維持機構及びクロトー解析による脂質代謝の制御機構に関する研究を行うとともに、サーチュイン、NAD/NMNの機能解析を中心とする老化の分子機構

に関する研究や細胞生物学的手法を駆使した神経細胞の成熟機構に関する研究を行った。

また、神経変性疾患研究部では、ASPDによる神経細胞死メカニズムに基づくアルツハイマー病を中心とした神経変性疾患に対する診断・創薬研究等に取り組んだ。

ウ 再生医療研究の推進

脳循環代謝研究部では、脳血管の再生・活性化による脳梗塞などに対する再生医療開発や脳血管性認知症の予防法・新規治療法開発等への取り組みとして、骨髄造血幹細胞の脳血管再生メカニズム解明に関する研究を進め、そのメカニズムを応用した血管再生物質のスクリーニングのための *in vitro* アッセイ系を構築した。

エ 新たな研究領域への取り組み

造血幹細胞や造血器腫瘍に関する研究に取り組むため、血液・腫瘍研究部を新たに立ち上げ、研究室整備に着手した。

② 研究基盤の維持管理

ア 神戸臨床研究情報センター (TRI) の管理運営

神戸市より公の施設の指定管理者として指定を受け、神戸臨床研究情報センターの管理運営を行った。また、橋渡し研究支援に係る検体保管サービス事業を実施した。

イ 神戸ハイブリッドビジネスセンター (KHBC) の管理運営

医療関連企業の集積に向けたレンタルラボや企業・研究機関等の交流スペース、操業・研究環境の向上に資する多目的スペースなどの機能を組み合わせた施設の管理運営を行った。

(3) 公2会計 (クラスター推進センター)

ア 産学官医連携の促進によるオープンイノベーションの推進

大学・研究機関や企業の研究開発シーズを収集・共有し、産学連携による新たなイノベーションを創出するとともに、医療機関におけるニーズの探索・発掘を行い、シーズの実用化・事業化及び医療技術の向上に取り組んだ。

イ 国際展開の推進

海外クラスターとの連携を強化し、神戸クラスター進出企業の海外展開を促進するとともに、海外の企業・研究機関との共同研究・開発案件を発掘するなど、国際的な産学連携の推進に取り組んだ。

ウ 地元中小企業・神戸クラスター進出企業に対する事業化支援

医療機器、創薬・再生医療、ヘルスケアの各分野において、シーズ探索から販路開拓まで一貫した支援体制を構築するとともに、幅広い支援ニーズに一元的に対応するワンストップサービスを提供した。また、新たなイノベーション創出の担い手となるベンチャービジネスの支援・育成を図った。

エ 研究・操業環境の充実と戦略的な情報発信

神戸医療産業都市を構成する様々なステークホルダーのニーズを踏まえ、世界的クラスターにふさわしい研究・操業環境づくりに取り組むとともに、神戸医療産業都市の国内外の認知度を向上させるため、積極的な情報発信を図った。

(4) 公3会計

① 細胞療法研究開発センター

ア 細胞製造業務を複数の企業等から受託するためのパイプラインの確立

細胞製造に関する情報網及び営業活動の強化を図るため、有能な人材の確保と人員の教育強化を行った。また、CPC（細胞製造施設）運営の効率化、PICS（医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム）/GMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）への対応などの差別化を推し進め、細胞製造業務受託のパイプラインが切れ目なく充足する基盤の形成に取り組んだことで、平成30年度は、ノバルティス社からのCAR-T細胞医療の治験用製品製造に関する技術移転が完了した。

イ 細胞製造企業への施設保全業務の拡充

CPCに関してこれまで培ってきた知見を活用し、神戸医療産業都市におけるCPC管理業務及びCPC保全業務全般を受託できる体制の形成に取り組んだ。また、再生医療開発を目指す企業等に対するCPCに関連したコンサルテーションを積極的に図った。

ウ 国・企業からの前臨床試験の受託事業の確保

細胞製剤の安全性試験の我が国のキーオピニオンリーダー(KOL)として、細胞の品質保証、安全性に関する前臨床試験を国・企業から受託した。

エ 細胞製造、CPCにかかる開発・事業化等支援の仕組みづくり

細胞製造、CPC運営に関する知見を神戸医療産業都市に進出する企業等に情報提供し、開発や事業化の支援を行った。さらに、これらの企業等との間で共同研究や受託研究を進めることでより一層の加速化を図った。細胞製造受託やCPCワンストップ（体制構築・保守管理等）機能を神戸医療産業都市の看板として定着するべく関係機関と連携し、細胞療法にかかる神戸ブランドの形成に取り組んだ。

オ 細胞規格、細胞分化マーカー探索、細胞製剤の安全性試験にかかる研究

当センターが実施している細胞製品の安全性試験や品質保証パラメーター設定・規格化業務を長期に底支えするため、細胞のジェネティック、エピジェネティック、メタボリック研究をカバーする横断的でユニークな基礎研究を実施した。この研究の推進を通じて論文発表や関連学会での発表を行い、さらにはWHO（世界保健機構）・ICH（医薬品規制調和国際会議）等が進める細胞治療の国際ガイドライン策定作業を支援するなど、国外の学会・組織体との連携を強め、機構の発言力を強化し、サステイナブルな業務受注、事業継続を図った。

② 再生医療製品開発室

ア 再生医療等製品の製造・品質管理の実施及び実施支援

検証的治験における治験製品の製造・品質管理の実施及び実施支援を推進した。

イ 新規再生医療等製品の基礎研究と開発

開発中の再生医療等製品に関する知見と実績を基に、新規再生医療等製品実用化を目指した研究開発を開始した。

(5) 公4会計（医療イノベーション推進センター）

ア アcademia開発シーズの実用化支援及び新たな開発シーズの創出

アカデミア開発シーズの橋渡し研究を推進するため、臨床的ポジショニング及び出口戦略の明確化、ポートフォリオマネジメントをはじめ、企業リエゾン支援として、国内複数企業に対してアカデミア開発シーズの紹介やアカデミア発ベンチャー企業のファンドへの紹介に取り組むとともに、グローバル展開支援として中国、台湾、韓国の大学、政府機関等と協力してアカデミア開発シーズ開発に向けた基盤整備に向けたシンポジウム開催等に取り組んだ。さらに、研究者間の協働によるシナジー効果を創出するため、研究者間の紹介やディスカッションの場の提供により共同研究等の連携を行うとともに、共同研究から新たに特許出願（2件）を行った。

イ 臨床試験・研究の推進・管理

臨床試験・研究のトランスレーショナルリサーチや支援事業としての医療イノベーションを推進するため、アカデミア、企業の研究者の研究相談の受入促進・拡大や、開発戦略支援として、支援を行うべきシーズの同定、開発・特許戦略の策定と実行、企業へのリエゾンをを行った。また臨床試験関連としては、プロトコル開発・管理、データ管理、統計解析、論文化等の支援を行った。

また、これらの支援に際しては厳格なプロジェクトマネジメントのため、中央事務局支援機能を強化し、徹底したスケジュール管理を行うとともに、研究を管理・推進するため独自開発したEDCシステム（2018年8月にECRIN（European Clinical Research Infrastructure Network：欧州臨床試験基盤ネットワーク）によるデータセンター認証をアジアで初めて取得）の強化・高度化による研究の品質確保を徹底した。さらに収支・契約管理においては財務管理機能の強化を通じて案件毎の収益バランス確保、増進を図った。

上記の取組みを通じて、平成31年3月末時点の延べ研究支援件数は401件、EDCを利用した研究支援件数は118件（うち医師主導治験31件、企業主導治験2件）、最終解析報告書の延べ件数は107件、公表論文数は265件に達した。

ウ 医療・臨床研究情報の発信

米国NCIが配信する世界最大・最新のがん情報（PDQ）をはじめ、米国NCCNが配信する「NCCNガイドライン」を継続して翻訳、配信した。さらに平成30年度は、希少・難治性疾患情報を収集・管理する国際的機関Orphanet（本部：フランス）へ継続加盟するとともに、Orphanetが保有する希少・難治性疾患情報を翻訳し、「Orphanet Japan」から配信を行う等、国民に向けた医療情報の充実に注力した。

また、公益財団法人の責務として、取組み実績を効果的に発信するための情報発信機能、広報活動の強化を図るため、学会での広報活動をはじめ、リブランディング事業による組織名称変更に併せたウェブサイト、パンフレット等の広報ツール更新や、Natureとのコラボによる海外向けウェブサイト（TRI Advances）の公開、TRI設立15周年・神戸医療産業都市20周年記念シンポジウムの開催などの認知度向上に取り組み、新規案件の受注につなげた。

(6) 収1会計（PET 治験薬製造）

中央市民病院と共同でPET 治験薬の製造事業を引き続き行い、臨床研究の推進を支援した。

(7) 収2会計(賃貸)

ア 国際医療開発センター(IMDA)の管理運営

産学連携のもと、神戸クラスターにおける医療機器等の研究開発と事業化支援を行う施設の管理運営を行った。

イ 先端医療センター(IBRI)研究棟の管理運営

先端医療センター研究棟の2階・3階・5階の管理運営を行った。

2 財 務 諸 表

(1) 正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

科 目	合 計	公益目的事業会計			
		研究事業 (公1会計)	クラスター事業 (公2会計)	細胞療法 開発事業 (公3会計)	医療イノベーション 推進センター事業 (公4会計)
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用収益	792,909	-	-	-	-
事業収益	2,273,796,598	147,510,678	702,000	994,809,548	775,124,363
受取補助金等	2,067,615,097	598,174,109	609,930,397	596,648,699	136,671,667
受取寄付金	622,457,443	268,150,202	31,675,560	101,351,222	65,143,135
雑収益	146,565,220	24,238,400	51,990,246	239,900	2,938,764
経常収益計	5,111,227,267	1,038,073,389	694,298,203	1,693,049,369	979,877,929
(2) 経常費用					
事業費	5,213,452,173	1,038,311,364	697,089,494	1,807,462,014	1,394,138,293
管理費	284,836,357	-	-	-	-
経常費用計	5,498,288,530	1,038,311,364	697,089,494	1,807,462,014	1,394,138,293
評価損益等調整前当期経常増減額	△387,061,263	△237,975	△2,791,291	△114,412,645	△414,260,364
評価損益等計	△145,763	△145,763	-	-	-
当期経常増減額	△387,207,026	△383,738	△2,791,291	△114,412,645	△414,260,364
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
指定正味財産からの振替額	588,420,255	82,012,717	-	105,222,180	401,185,358
その他固定資産受贈額	7,766,633	7,766,633	-	-	-
経常外収益計	596,186,888	89,779,350	-	105,222,180	401,185,358
(2) 経常外費用					
固定資産売却損	35,820	35,820	-	-	-
固定資産除却額	63,782,315	63,782,315	-	-	-
雑損失	7,495,145	7,495,145	-	-	-
経常外費用計	71,313,280	71,313,280	-	-	-
当期経常外増減額	524,873,608	18,466,070	-	105,222,180	401,185,358
他会計振替前当期一般正味財産増減額	137,666,582	18,082,332	△2,791,291	△9,190,465	△13,075,006
当期一般正味財産増減額	137,666,582	18,082,332	△2,791,291	△9,190,465	△13,075,006
一般正味財産期首残高	△2,107,421,837	1,241,224,448	139,359,103	483,214,100	△57,181,047
一般正味財産期末残高	△1,969,755,255	1,259,306,780	136,567,812	474,023,635	△70,256,053
II 指定正味財産増減の部					
受取補助金等	437,551,875	33,461,118	13,340,267	381,451,516	9,298,974
受取寄付金	238,849,844	18,750,499	70,099,345	-	-
固定資産受贈益	2,078,502	2,078,502	-	-	-
基本財産運用益	792,909	-	-	-	-
基本財産評価益	5,406,400	-	-	-	-
一般正味財産への振替額	△853,992,711	△155,686,493	△25,696,664	△258,823,874	△412,749,241
当期指定正味財産増減額	△169,313,181	△101,396,374	57,742,948	122,627,642	△403,450,267
指定正味財産期首残高	4,990,593,594	2,050,823,733	78,669,384	980,690,512	547,548,830
指定正味財産期末残高	4,821,280,413	1,949,427,359	136,412,332	1,103,318,154	144,098,563
III 正味財産期末残高	2,851,525,158	3,208,734,139	272,980,144	1,577,341,789	73,842,510

(単位：円)

公益共通会計	小 計	収益事業等会計				法人会計	内部取引控除
		PET治験薬製造 受託事業 (収1会計)	賃貸事業 (収2会計)	収益共通会計	小 計		
-	-	-	-	-	-	792,909	-
-	1,918,146,589	211,613,402	274,187,059	-	485,800,461	29,035,230	△159,185,682
-	1,941,424,872	-	-	-	-	126,190,225	-
-	466,320,119	-	-	-	-	156,137,324	-
-	79,407,310	7,761,803	6,102,434	-	13,864,237	64,795,910	△11,502,237
-	4,405,298,890	219,375,205	280,289,493	-	499,664,698	376,951,598	△170,687,919
-	4,937,001,165	195,310,213	241,816,214	-	437,126,427	-	△160,675,419
-	-	-	-	-	-	294,848,857	△10,012,500
-	4,937,001,165	195,310,213	241,816,214	-	437,126,427	294,848,857	△170,687,919
-	△531,702,275	24,064,992	38,473,279	-	62,538,271	82,102,741	-
-	△145,763	-	-	-	-	-	-
-	△531,848,038	24,064,992	38,473,279	-	62,538,271	82,102,741	-
-	588,420,255	-	-	-	-	-	-
-	7,766,633	-	-	-	-	-	-
-	596,186,888	-	-	-	-	-	-
-	35,820	-	-	-	-	-	-
-	63,782,315	-	-	-	-	-	-
-	7,495,145	-	-	-	-	-	-
-	71,313,280	-	-	-	-	-	-
-	524,873,608	-	-	-	-	-	-
-	△6,974,430	24,064,992	38,473,279	-	62,538,271	82,102,741	-
-	△6,974,430	24,064,992	38,473,279	-	62,538,271	82,102,741	-
73,352,365	1,879,968,969	362,267,164	49,749,541	△73,352,365	338,664,340	△4,326,055,146	-
73,352,365	1,872,994,539	386,332,156	88,222,820	△73,352,365	401,202,611	△4,243,952,405	-
-	437,551,875	-	-	-	-	-	-
-	88,849,844	-	-	-	-	150,000,000	-
-	2,078,502	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	792,909	-
-	-	-	-	-	-	5,406,400	-
-	△852,956,272	-	-	-	-	△1,036,439	-
-	△324,476,051	-	-	-	-	155,162,870	-
-	3,657,732,459	-	-	-	-	1,332,861,135	-
-	3,333,256,408	-	-	-	-	1,488,024,005	-
73,352,365	5,206,250,947	386,332,156	88,222,820	△73,352,365	401,202,611	△2,755,928,400	-

(2) 貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位:円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	231,877,419	196,616,543	4,606,731	30,654,145	-
未収入金	952,642,265	925,878,223	98,606,150	22,302,471	△94,144,579
前払金	15,503,656	15,428,366	-	75,290	-
他会計勘定	-	83,944,010	347,388,295	△431,332,305	-
貯蔵品	1,302,032	1,128,114	36,881	137,037	-
立替金	157,401	31,863	-	125,538	-
前払費用	4,471,450	3,229,490	999,410	242,550	-
貸倒引当金	△10,300,000	△10,300,000	-	-	-
流動資産合計	1,195,654,223	1,215,956,609	451,637,467	△377,795,274	△94,144,579
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	9,208,500	-	-	9,208,500	-
投資有価証券	1,228,682,200	-	-	1,228,682,200	-
基本財産合計	1,237,890,700	-	-	1,237,890,700	-
(2) 特定資産					
施設整備積立預金	335,032,450	303,532,450	31,500,000	-	-
研究開発支援基金	418,933,454	402,816,669	-	16,116,785	-
受取寄付金	385,020,465	135,020,465	-	250,000,000	-
受取補助金等	842,833,716	842,833,716	-	-	-
土地	910,479,275	910,479,275	-	-	-
建物	1,147,973,702	1,147,973,702	-	-	-
建物減価償却累計額	△249,624,579	△249,624,579	-	-	-
什器備品	1,740,882,592	1,739,675,368	-	1,207,224	-
什器備品減価償却累計額	△1,194,175,458	△1,193,101,539	-	△1,073,919	-
特定資産合計	4,337,355,617	4,039,605,527	31,500,000	266,250,090	-
(3) その他固定資産					
建物	391,532,183	-	391,532,183	-	-
建物減価償却累計額	△56,184,863	-	△56,184,863	-	-
建物附属設備	369,723,597	95,253,250	258,519,256	15,951,091	-
建物附属設備減価償却累計額	△188,039,676	△54,527,848	△125,013,567	△8,498,261	-
構築物	95,715,253	4,622,400	91,092,853	-	-
構築物減価償却累計額	△22,461,994	△53,157	△22,408,837	-	-
什器備品	860,428,821	760,274,580	90,371,346	9,782,895	-
什器備品減価償却累計額	△793,304,821	△698,205,796	△90,371,344	△4,727,681	-
リース資産	121,176,864	72,430,200	-	48,746,664	-
リース資産減価償却累計額	△51,846,093	△35,035,902	-	△16,810,191	-
電話加入権	1,254,540	1,146,600	-	107,940	-
施設利用権	163,923	-	163,923	-	-
敷金	15,511,587	15,511,587	-	-	-
長期前払費用	3,255,784	3,255,784	-	-	-
その他固定資産合計	746,925,105	164,671,698	537,700,950	44,552,457	-
固定資産合計	6,322,171,422	4,204,277,225	569,200,950	1,548,693,247	-
資産合計	7,517,825,645	5,420,233,834	1,020,838,417	1,170,897,973	△94,144,579

(単位：円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
II 負債の部					
1. 流動負債					
短期借入金	3,660,000,000	-	495,000,000	3,165,000,000	-
未払金	799,924,167	696,536,854	121,567,904	75,963,988	△94,144,579
未払費用	39,564,267	23,034,578	1,330,288	15,199,401	-
前受金	2,184,314	1,613,300	571,014	-	-
預り金	44,807,567	34,869,120	-	9,938,447	-
賞与引当金	23,106,363	1,557,771	-	21,548,592	-
短期リース債務	20,875,302	12,760,237	-	8,115,065	-
流動負債合計	4,590,461,980	770,371,860	618,469,206	3,295,765,493	△94,144,579
2. 固定負債					
預り保証金	26,391,800	25,225,200	1,166,600	-	-
長期リース債務	49,446,707	24,700,637	-	24,746,070	-
固定負債合計	75,838,507	49,925,837	1,166,600	24,746,070	-
負債合計	4,666,300,487	820,297,697	619,635,806	3,320,511,563	△94,144,579
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
受取補助金等	3,198,369,248	3,198,235,943	-	133,305	-
受取寄付金	1,622,911,165	135,020,465	-	1,487,890,700	-
指定正味財産合計	4,821,280,413	3,333,256,408	-	1,488,024,005	-
(うち基本財産への充当額)	(1,237,890,700)	(-)	(-)	(1,237,890,700)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(3,583,389,713)	(3,333,256,408)	(-)	(250,133,305)	(-)
2. 一般正味財産	△1,969,755,255	1,872,994,539	401,202,611	△4,243,952,405	-
(うち基本財産への充当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(753,965,904)	(706,349,119)	(31,500,000)	(16,116,785)	(-)
正味財産合計	2,851,525,158	5,206,250,947	401,202,611	△2,755,928,400	-
負債及び正味財産合計	7,517,825,645	6,026,548,644	1,020,838,417	564,583,163	△94,144,579

(3) 財産目録

平成31年3月31日現在

(単位:円)

	場所・物量等	金額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	三井住友銀行ほか	231,877,419
未収入金	国庫補助金収入、受託事業収入ほか	952,642,265
前払金	保険料ほか	15,503,656
貯蔵品	切手、印紙ほか	1,302,032
立替金		157,401
前払費用	リース料ほか	4,471,450
貸倒引当金		△ 10,300,000
流動資産合計		1,195,654,223
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	三井住友銀行	9,208,500
投資有価証券	神戸都市振興サービス株式会社株式ほか	1,228,682,200
基本財産合計		1,237,890,700
(2) 特定資産		
施設整備積立預金	三井住友銀行	335,032,450
研究開発支援基金	三井住友銀行ほか	418,933,454
受取寄付金	三井住友銀行	385,020,465
受取補助金等	三井住友銀行	842,833,716
土地	神戸市中央区港島南町1-5-6ほか	910,479,275
什器備品	CPCユニットほか	546,707,134
建物	神戸ハイブリッドビジネスセンター (KHBC) ほか	898,349,123
特定資産合計		4,337,355,617
(3) その他固定資産		
建物	国際医療開発センター (IMDA) ほか	517,031,241
構築物	IMDA駐車場設備ほか	73,253,259
什器備品	IMDA機械装置一式ほか	67,124,000
電話加入権	事務所・23回線	1,254,540
施設利用権	IMDA水道施設利用権	163,923
敷金	キメックセンタービル敷金ほか	15,511,587
長期前払費用	臨床試験に係る損害賠償責任保険料ほか	3,255,784
リース資産	サーバー、ネットワーク機器ほか	69,330,771
その他固定資産合計		746,925,105
固定資産合計		6,322,171,422
資産合計		7,517,825,645
II 負債の部		
1. 流動負債		
短期借入金	三井住友銀行	3,660,000,000
未払金	什器備品購入費ほか	799,924,167
未払費用	電話料金、社会保険料ほか	39,564,267
前受金	研修室、駐車場使用料収入ほか	2,184,314
預り金	科学研究費補助金、社会保険料ほか	44,807,567
賞与引当金		23,106,363
短期リース債務		20,875,302
流動負債合計		4,590,461,980
2. 固定負債		
預り保証金	神戸ハイブリッドビジネスセンター敷金ほか	26,391,800
長期リース債務		49,446,707
固定負債合計		75,838,507
負債合計		4,666,300,487
正味財産		2,851,525,158

(4) キャッシュ・フロー計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	792,909
事業収入	1,906,328,824
補助金等収入	1,747,695,386
寄付金収入	637,354,878
雑収入	102,751,918
その他の事業活動収入	1,258,556,565
事業活動収入計	5,653,480,480
2. 事業活動支出	
事業費支出	3,609,944,445
管理費支出	888,699,555
その他の事業活動支出	1,049,386,661
事業活動支出計	5,548,030,661
事業活動によるキャッシュ・フロー	105,449,819
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
1. 投資活動収入	
基本財産取崩収入	100,000,000
特定資産取崩収入	1,324,638,120
敷金・保証金戻り収入	8,270,768
投資活動収入計	1,432,908,888
2. 投資活動支出	
基本財産取得支出	100,000,000
特定資産取得支出	1,154,426,592
固定資産取得支出	9,798,397
敷金・保証金支出	14,024,825
投資活動支出計	1,278,249,814
投資活動によるキャッシュ・フロー	154,659,074
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
1. 財務活動収入	
借入金収入	3,660,000,000
財務活動収入計	3,660,000,000
2. 財務活動支出	
借入金返済支出	3,780,000,000
財務活動支出計	3,780,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 120,000,000
IV 現金及び現金同等物の増減額	140,108,893
V 現金及び現金同等物の期首残高	91,768,526
VI 現金及び現金同等物の期末残高	231,877,419

【参考1】収支計算書

平成30年4月1日～平成31年3月31日まで

(単位：円)

科 目	合 計	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引控除
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	792,909	—	—	792,909	—
事業収入	2,598,918,977	2,243,268,968	485,800,461	29,035,230	△159,185,682
補助金等収入	1,850,172,077	1,724,225,382	—	125,946,695	—
寄付金収入	828,017,942	827,777,942	—	240,000	—
雑収入	178,558,565	111,400,655	13,864,237	64,795,910	△11,502,237
事業活動収入計	5,456,460,470	4,906,672,947	499,664,698	220,810,744	△170,687,919
2. 事業活動支出					
事業費支出	4,868,060,583	4,624,885,166	403,850,836	—	△160,675,419
管理費支出	281,912,154	—	—	291,924,654	△10,012,500
その他の支出	7,495,145	7,495,145	—	—	—
事業活動支出計	5,157,467,882	4,632,380,311	403,850,836	291,924,654	△170,687,919
事業活動収支差額	298,992,588	274,292,636	95,813,862	△71,113,910	—
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
特定資産取崩収入	1,324,638,120	1,018,740,796	—	305,897,324	—
固定資産戻り収入	7,159,368	7,159,368	—	—	—
預り保証金収入	1,166,600	—	1,166,600	—	—
投資活動収入計	1,332,964,088	1,025,900,164	1,166,600	305,897,324	—
2. 投資活動支出					
特定資産支出	1,434,349,268	1,261,932,483	6,300,000	166,116,785	—
固定資産取得支出	27,617,424	24,930,492	118,800	2,568,132	—
敷金保証金支出	12,206,625	12,206,625	—	—	—
預り保証金返済支出	1,818,200	1,123,200	695,000	—	—
投資活動支出計	1,475,991,517	1,300,192,800	7,113,800	168,684,917	—
投資活動収支差額	△143,027,429	△274,292,636	△5,947,200	137,212,407	—
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
借入金収入	3,660,000,000	—	495,000,000	3,165,000,000	—
財務活動収入計	3,660,000,000	—	495,000,000	3,165,000,000	—
2. 財務活動支出					
借入金返済支出	3,780,000,000	—	550,000,000	3,230,000,000	—
財務活動支出計	3,780,000,000	—	550,000,000	3,230,000,000	—
財務活動収支差額	△120,000,000	—	△55,000,000	△65,000,000	—
当期収支差額	35,965,159	—	34,866,662	1,098,497	—

【参考2】

①事業別収入明細書

平成30年4月1日～平成31年3月31日まで

(単位：円)

事業	収入合計 (A)	内 訳					神戸市からの 出捐金の充当額 (※)
		基本財産 運用収入	事業収入等	補助金等収入	寄付金収入	繰入金収入等 その他収入	
公益目的事業会計	5,932,573,111	—	2,354,669,623	1,724,225,382	827,777,942	1,025,900,164	494,102,676
先端医療研究センター等 (公1会計)	1,827,544,244	—	171,749,078	550,663,883	800,000,000	305,131,283	286,900,701
クラスター推進センター (公2会計)	752,041,151	—	85,981,591	597,574,000	18,485,560	50,000,000	50,000,000
細胞療法研究開発センター等 (公3会計)	1,983,094,814	—	1,318,482,329	450,879,715	—	213,732,770	101,351,222
医療イノベーション推進センター (公4会計)	1,369,892,902	—	778,456,625	125,107,784	9,292,382	457,036,111	55,850,753
収益事業等会計	995,831,298	—	499,664,698	—	—	496,166,600	—
PET治験薬製造 (収1会計)	219,375,205	—	219,375,205	—	—	—	—
賃貸事業 (収2会計)	776,456,093	—	280,289,493	—	—	496,166,600	—
法人会計	3,691,708,068	792,909	93,831,140	125,946,695	240,000	3,470,897,324	305,897,324
内部取引控除	△170,687,919	—	△170,687,919	—	—	—	—
合 計	10,449,424,558	792,909	2,777,477,542	1,850,172,077	828,017,942	4,992,964,088	800,000,000

②事業別支出明細書

平成30年4月1日～平成31年3月31日まで

(単位：円)

事業	支出合計 (B)	内 訳					収支差額 (A-B)
		人件費	物件費	特定資産 積立支出	固定資産 取得支出	繰入金支出等 その他支出	
公益目的事業会計	5,932,573,111	1,588,485,193	3,036,399,973	1,261,932,483	24,930,492	20,824,970	—
先端医療研究センター等 (公1会計)	1,827,544,244	262,593,617	691,695,987	860,174,049	4,462,246	8,618,345	—
クラスター推進センター (公2会計)	752,041,151	295,266,093	363,334,406	70,099,345	13,340,267	10,001,040	—
細胞療法研究開発センター等 (公3会計)	1,983,094,814	340,708,792	1,302,329,978	331,265,591	6,584,868	2,205,585	—
医療イノベーション推進センター (公4会計)	1,369,892,902	689,916,691	679,039,602	393,498	543,111	—	—
収益事業等会計	960,964,636	8,220,985	395,629,851	6,300,000	118,800	550,695,000	34,866,662
PET治験薬製造 (収1会計)	195,310,213	5,547,054	189,763,159	—	—	—	24,064,992
賃貸事業 (収2会計)	765,654,423	2,673,931	205,866,692	6,300,000	118,800	550,695,000	10,801,670
法人会計	3,690,609,571	135,825,292	156,099,362	166,116,785	2,568,132	3,230,000,000	1,098,497
内部取引控除	△170,687,919	—	△170,687,919	—	—	—	—
合 計	10,413,459,399	1,732,531,470	3,417,441,267	1,434,349,268	27,617,424	3,801,519,970	35,965,159

(※) 神戸市からの研究開発支援基金への出捐金(8億円)については、「寄付金収入」で受け入れ、一旦「特定資産積立支出」として研究開発支援基金に造成した後に「繰入金収入等その他収入」として取崩し、各事業に充当。

3 財務状況

(単位：千円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	29 → 30増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	26,772	▲ 166,538	▲ 387,207	▲ 220,669
		経常収益	8,707,225	7,066,620	5,111,227	▲ 1,955,393
		うち公益	7,858,797	6,267,139	4,337,999	▲ 1,929,140
		うち公益以外	848,428	799,481	773,228	▲ 26,253
		経常費用	8,679,705	7,232,759	5,498,288	▲ 1,734,471
		うち事業費(公益)	7,976,078	6,461,338	4,776,326	▲ 1,685,012
		うち事業費(公益以外)	402,945	448,494	437,126	▲ 11,368
		うち管理費(公益)	—	—	—	—
		うち管理費(公益以外)	300,682	322,927	284,836	▲ 38,091
		評価損益等	▲ 748	▲ 399	▲ 146	253
	当期経常外増減額	▲ 1,083	174,553	524,874	350,321	
	経常外収益	—	744,457	596,187	▲ 148,270	
	経常外費用	1,083	569,904	71,313	▲ 498,591	
	法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	
	当期一般正味財産増減額	25,689	8,015	137,667	129,652	
	一般正味財産期首残高	▲ 2,141,126	▲ 2,115,437	▲ 2,107,422	8,015	
	一般正味財産期末残高	▲ 2,115,437	▲ 2,107,422	▲ 1,969,755	137,667	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	54,519	▲ 281,606	▲ 169,313	112,293
		指定正味財産増加額	1,010,456	725,809	684,680	▲ 41,129
		指定正味財産減少額	955,937	1,007,415	853,993	▲ 153,422
うち一般正味財産への振替額		955,257	1,007,412	853,993	▲ 153,419	
指定正味財産期首残高		5,217,680	5,272,199	4,990,593	▲ 281,606	
指定正味財産期末残高	5,272,199	4,990,593	4,821,280	▲ 169,313		
正味財産期首残高	3,076,554	3,156,762	2,883,171	▲ 273,591		
当期正味財産増減	80,208	▲ 273,591	▲ 31,646	241,945		
正味財産期末残高	3,156,762	2,883,171	2,851,525	▲ 31,646		
貸借対照表(B/S)	資産合計	9,121,140	7,426,101	7,517,825	91,724	
	流動資産	1,889,663	914,863	1,195,654	280,791	
	固定資産	7,231,477	6,511,238	6,322,171	▲ 189,067	
	うち建物	1,641,058	1,435,596	1,415,380	▲ 20,216	
	負債合計	5,964,377	4,542,929	4,666,300	123,371	
	流動負債	5,696,134	4,464,394	4,590,462	126,068	
	うち短期借入金	3,835,000	3,780,000	3,660,000	▲ 120,000	
	固定負債	268,243	78,536	75,838	▲ 2,698	
	うち長期借入金	—	—	—	—	
	正味財産合計	3,156,762	2,883,171	2,851,525	▲ 31,646	
指定正味財産	5,272,199	4,990,593	4,821,280	▲ 169,313		
一般正味財産	▲ 2,115,437	▲ 2,107,422	▲ 1,969,755	137,667		

第5 令和元年度事業計画

1 事業計画

(1) 共通事項

ア 第4期経営計画の着実な推進

神戸医療産業都市は検討開始から20年の節目を迎え、350もの企業・団体等が集積するとともに高度専門病院群が整備されるなど、神戸医療産業都市を取り巻く環境が大きく変化する中、これまでの推進母体であった先端医療振興財団の役割や機能、組織等を大幅に見直し、平成30年4月に神戸医療産業都市推進機構（以下、「当機構」という。）へと発展改組するとともに、目指すべき方向性や事業を掲げた第4期経営計画を策定し、新たな推進体制が始動した。

さらに、平成30年12月には、当機構の本庶理事長が2018年ノーベル生理学・医学賞を受賞し、当機構や神戸医療産業都市の取組みについて国内外からの注目が高まるとともに、多くの市民からの期待も高まっている。

第4期経営計画の2年目となる令和元年度は、経営計画に掲げる研究や事業を着実に推進させ、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を発揮し、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術やイノベーション創出を具現化させ、目に見える成果につなげるとともに、神戸医療産業都市の更なる集積形成に取り組む。

イ 本庶理事長のノーベル賞受賞を契機とした神戸医療産業都市の更なる発展

これまで本庶理事長が長きに渡って癌免疫の基礎研究から医薬品として実用化されるまでに取り組んできた知識と経験を活かし神戸医療産業都市を更に発展させていくため、当機構の研究機能を強化する「次世代医療開発センター（仮称）」の整備検討や神戸市民病院機構との連携による橋渡し研究機能の強化により、健康長寿社会に向けた神戸発の医療シーズの実用化を更に加速させ、革新的な医療技術の早期社会実装を目指すとともに、神戸医療産業都市の更なる認知度向上に取り組む。

(2) 公1会計

① 先端医療研究センター

ア 免疫医療研究の推進

免疫システムの活性化・制御メカニズムの解明及びその制御技術の開発、また、炎症性疾患などの早期診断システムの開発等に取り組む。

イ 老化研究の推進

老化メカニズムや老化・加齢関連疾患の発症機序の解明及び治療法開発に資する基盤情報の集積、また制御機能の解析及び関連する技術開発等に取り組む。

神経細胞死メカニズムに基づくアルツハイマー病を中心とした神経変性疾患に対する診断・創薬研究等に取り組む。

ウ 再生医療研究の推進
脳血管の再生・活性化による脳梗塞などに対する再生医療開発や脳血管性認知症の予防法・新規治療法開発等に取り組む。

エ その他領域研究の推進
造血器腫瘍をはじめとした悪性腫瘍の発症機序の解明及びこれらの腫瘍の根治療法の開発を目指す研究等に取り組む。

② 研究基盤の維持管理

ア 神戸臨床研究情報センター（TRI）の管理運営
神戸市より公の施設の指定管理者として指定を受け、神戸臨床研究情報センターの管理運営を行う。また、自主事業として橋渡し研究支援に係る検体保管サービス事業を実施する。

イ 神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の管理運営
医療関連企業の集積に向けたレンタルラボや企業・研究機関等の交流スペース、操業・研究環境の向上に資する多目的スペースなどの機能を組み合わせた施設の管理運営を行う。

（3）公2会計（クラスター推進センター）

ア 産学官医連携の促進によるオープンイノベーションの推進
大学・研究機関や企業の研究開発シーズを収集・共有し、産学連携による新たなイノベーションを創出するとともに、医療機関におけるニーズの探索・発掘を行い、シーズの実用化・事業化及び医療技術の向上に寄与する。

イ 国際展開の推進
海外クラスターとの連携を強化し、神戸クラスター進出企業の海外展開を促進するとともに、海外の企業・研究機関との共同研究・開発案件を発掘するなど、国際的な産学連携の推進に取り組む。

ウ 地元中小企業・神戸クラスター進出企業に対する事業化支援
医療機器、創薬・再生医療、ヘルスケアの各分野において、シーズ探索から販路開拓まで一貫した支援体制を構築するとともに、幅広い支援ニーズに一元的に対応するワンストップサービスを提供する。また、ベンチャービジネスの支援・育成を図る。

エ 研究・操業環境の充実と戦略的な情報発信
神戸医療産業都市を構成する様々なステークホルダーのニーズを踏まえ、世界的クラスターにふさわしい研究・操業環境づくりに取り組むとともに、神戸医療産業都市の国内外の認知度を向上させるため、積極的な情報発信を図る。

(4) 公3会計

① 細胞療法研究開発センター

ア 細胞製造業務を複数の企業等から受託するためのパイプラインの確立

CAR-T細胞治療^{*}の治験用製品製造受託のための体制構築及び治験製造を継続的に実施するとともに、細胞製造に関する情報網及び営業活動の強化を図るため、有能な人材の確保と人員の教育強化を行う。また、CPC（細胞製造施設）運営の効率化、PICS（医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム）/GMP（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準）への対応などの差別化を推し進め、細胞製造業務受託のパイプラインが切れ目なく充足する基盤を形成する。

※患者から採取したT細胞に標的能を持つキメラ抗原受容体（CAR）を発現させる遺伝子改変技術を実施した後、体内に戻す自家T細胞治療

イ 細胞製造企業への施設保全業務の拡充

CPCに関してこれまで培ってきた知見を活用し、神戸医療産業都市におけるCPC管理業務及びCPC保全業務全般を受託できる体制を形成する。また、再生医療開発を目指す企業等に対するCPCに関連したコンサルテーションを積極的に展開する。

ウ 国・企業からの前臨床試験の受託事業の確保

細胞製剤の安全性試験の我が国のキーオピニオンリーダー（KOL）として、細胞の品質保証、安全性に関する前臨床試験を国・企業から受託する。

エ 細胞製造、CPCにかかる開発・事業化等支援の仕組みづくり

細胞製造、CPC運営に関する知見を神戸医療産業都市に進出する企業等に情報提供し、開発や事業化に資する。さらに、これらの企業等との間で共同研究や受託研究を進めることでより一層の加速化を図る。細胞製造受託やCPCワンストップ（体制構築・保守管理等）機能を神戸医療産業都市の看板として定着するべく関係機関と連携し、細胞療法にかかる神戸ブランドの形成を促す。

オ 細胞規格、細胞分化マーカー探索、細胞製剤の安全性試験にかかる研究

当センターが実施している細胞製品の前臨床安全性試験や品質保証パラメーター設定・規格化業務を長期に底支えするため、細胞のジェネティック、エピジェネティック、メタボリック研究をカバーする横断的でユニークな基礎研究を実施する。この研究の推進を通じて論文発表や関連学会での発表を行い。さらにはWHO（世界保健機構）・ICH（医薬品規制調和国際会議）等が進める細胞治療の国際ガイドライン策定作業を支援するなど、国外の学会・組織体との連携を強め、機構の発言力を強化し、サステイナブルな業務受注、事業継続につなげる。

② 再生医療製品開発室

ア 再生医療等製品の製造・品質管理の実施及び実施支援

検証的治験における治験製品の製造・品質管理の実施及び実施支援を推進する。また、製造販売承認申請のための支援業務を実施する。

イ 新規再生医療等製品の基礎研究と開発

開発中の再生医療等製品に関する知見と実績を基に、新規再生医療等製品実用化を目指した研究開発を実施する。

(5) 公4会計（医療イノベーション推進センター）

ア アカデミア開発シーズの実用化支援及び新たな開発シーズの創出

アカデミア開発シーズの橋渡し研究を推進し、臨床的ポジショニング及び出口戦略の明確化、ポートフォリオマネジメント、企業リエゾン、グローバル展開の支援を中心に活動することで研究者と連携してアカデミアシーズの臨床開発をすすめる、承認取得、さらに国際展開を推進する。また、研究者間の協働によるシナジー効果を生み出すための共同研究を提案し、公的資金等の研究費を確保し、次世代医療に繋がる研究開発を支援することで知財を取得していく。

上記支援事業にかかる実務においては、その窓口を研究相談としてアカデミアを中心とした研究者との対話・討議を基に、支援シーズの同定、開発方針・開発戦略を確定し、必要な支援を実施する。研究者同士の対話・交流の場としても研究相談を活用し、新たな着想を具現化するための支援を行う。

イ 臨床試験・研究の推進・管理・運営

開発治験を中心に臨床試験・研究と、それらを基盤とする疾患レジストリの構築を推進し、橋渡し研究（TR）とリバースTRのサイクルを加速させ、さらなる医療イノベーションに繋げるとともに、最大貢献を図る。

上記の実現のため、厳格なプロジェクトマネジメントに基づく中央事務局支援機能の強化、AIを含むシステム開発を推進し、研究管理・運営、ならびに、品質管理体制等の効率化をさらに進めるとともに、得られた結果の論文化を推進することによる業績の確定を徹底する。また、収支・契約管理においては、利益の確定を計画的に行って財務管理機能の強化を通じて案件毎の収益バランス確保・増進を図る。さらに、グローバルレベルでの、同時薬事申請・承認を目指した体制確立を実現していく。

ウ 医療・臨床研究情報の発信

医療情報の発信拠点として、がん、アルツハイマー、希少・難治性疾患などの専門分野における最新情報を広くグローバルレベルにも発信していくと同時に、確定された実績についても同様にグローバルレベルを含んだ公表を行っていくため、情報発信機能・広報活動の強化を図る。これらを通じて機構や医療イノベーション推進センターの認知度と信頼性の向上を図り、新規案件の受注にもつなげていく。

(6) 収1会計（薬剤製造受託）

ア 治験用PET薬剤製造受託

中央市民病院と共同で治験用PET薬剤製造事業を行うことで臨床研究の推進を支援する。

イ 細胞製剤製造受託

製薬企業からの治療用細胞製剤製造受託に向けた準備等を行う。

(7) 収2会計（賃貸）

ア 国際医療開発センター（IMDA）の管理運営

産学連携のもと、神戸クラスターにおける医療機器等の研究開発と事業化支援を行う。施設の管理運営を行う。

イ 先端医療センター（IBRI）研究棟の管理運営

先端医療センター研究棟の2階・3階・5階の管理運営を行う。

2 財務諸表

(1) 予定正味財産増減計算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日まで

(単位：千円)

	合計	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引控除
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	1,148	-	-	1,148	-
受取補助金等	1,954,871	1,847,088	-	107,783	-
受取寄付金	802,000	531,566	-	270,434	-
事業収益	3,810,436	2,848,915	920,014	41,507	-
受取負担金	5,000	5,000	-	-	-
雑収益	111,909	79,081	6,220	26,608	-
経常収益計	6,685,364	5,311,650	926,234	447,480	-
(2) 経常費用					
事業費	6,220,089	5,365,701	854,388	-	-
管理費	412,847	-	-	412,847	-
経常費用計	6,632,936	5,365,701	854,388	412,847	-
評価損益等調整前当期経常増減額	52,428	△54,051	71,846	34,633	-
当期経常増減額	52,428	△54,051	71,846	34,633	-
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用					
経常外費用計	-	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	52,428	△54,051	71,846	34,633	-
一般正味財産期首残高	△1,969,755	1,872,994	401,203	△4,243,952	-
一般正味財産期末残高	△1,917,327	1,818,943	473,049	△4,209,319	-
II 指定正味財産増減の部					
(1) 指定正味財産増加額					
受取補助金等	318,106	318,106	-	-	-
(2) 一般正味財産への振替額	△202,148	△202,015	-	△133	-
当期指定正味財産増減額	115,958	116,091	-	△133	-
指定正味財産期首残高	4,821,280	3,333,256	-	1,488,024	-
指定正味財産期末残高	4,937,238	3,449,347	-	1,487,891	-
III 正味財産期末残高	3,019,911	5,268,290	473,049	△2,721,428	-

(2) 予定貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	531,247	短期借入金	3,540,000
未収入金	952,642	未払金	799,924
前払金	15,504	未払費用	39,564
貯蔵品	1,302	前受金	2,184
立替金	157	預り金	44,808
前払費用	4,471	賞与引当金	23,106
貸倒引当金	△10,300	短期リース債務	18,308
流動資産合計	1,495,023	流動負債合計	4,467,894
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		預り保証金	26,392
定期預金	9,209	長期リース債務	49,447
投資有価証券	1,228,682	固定負債合計	75,839
基本財産合計	1,237,891	負債合計	4,543,733
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
研究開発支援基金	418,933	1. 指定正味財産	4,937,238
受取寄付金	385,020	2. 一般正味財産	△1,917,327
受取補助金等	842,834	正味財産合計	3,019,911
施設整備積立預金	356,592		
土地	910,479		
建物	1,147,974		
什器備品	1,740,883		
減価償却累計額	△1,718,912		
特定資産合計	4,083,803		
(3) その他固定資産			
建物	761,256		
構築物	95,715		
什器備品	860,429		
リース資産	121,177		
ソフトウェア	—		
電話加入権	1,255		
施設利用権	164		
敷金	15,512		
長期前払費用	3,256		
減価償却累計額	△1,111,837		
その他固定資産合計	746,927		
固定資産合計	6,068,621		
資産合計	7,563,644	負債及び正味財産合計	7,563,644

【参考1】収支予算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日まで

(単位：千円)

科目	合計	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引控除
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	1,148	—	—	1,148	—
事業収入	4,099,865	3,138,344	920,014	41,507	—
補助金等収入	1,781,400	1,673,750	—	107,650	—
負担金収入	5,000	5,000	—	—	—
寄付金収入	802,000	802,000	—	—	—
雑収入	111,909	79,081	6,220	26,608	—
事業活動収入計	6,801,322	5,698,175	926,234	176,913	—
2. 事業活動支出					
事業費支出	5,956,575	5,134,512	822,063	—	—
管理費支出	401,249	—	—	401,249	—
事業活動支出計	6,357,824	5,134,512	822,063	401,249	—
事業活動収支差額	443,498	563,663	104,171	△224,336	—
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
特定資産取崩収入	846,799	576,365	—	270,434	—
投資活動収入計	846,799	576,365	—	270,434	—
2. 投資活動支出					
特定資産積立支出	1,139,666	1,133,366	6,300	—	—
固定資産取得支出	26,762	6,662	16,500	3,600	—
投資活動支出計	1,166,428	1,140,028	22,800	3,600	—
投資活動収支差額	△319,629	△563,663	△22,800	266,834	—
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
借入金収入	3,540,000	—	440,000	3,100,000	—
財務活動収入計	3,540,000	—	440,000	3,100,000	—
2. 財務活動支出					
借入金返済支出	3,660,000	—	495,000	3,165,000	—
財務活動支出計	3,660,000	—	495,000	3,165,000	—
財務活動収支差額	△120,000	—	△55,000	△65,000	—
当期収支差額	3,869	—	26,371	△22,502	—

【参考2】

①事業別予定収入明細書

平成31年4月1日～令和2年3月31日まで

(単位：千円)

事業	収入合計 (A)	内 訳					受取寄付金 のうち 神戸市からの 出捐金
		基本財産 運用収入	事業収入等	補助金等収入	寄付金収入	繰入金収入等 その他収入	
公益目的事業会計	6,274,540	—	3,222,425	1,673,750	802,000	576,365	529,566
先端医療研究センター等 (公1会計)	1,921,934	—	170,079	617,388	800,000	334,467	326,662
クラスター推進センター (公2会計)	712,484	—	70,965	590,519	1,000	50,000	50,000
細胞療法研究開発センター等 (公3会計)	2,371,086	—	1,825,442	399,746	—	145,898	107,904
医療イノベーション推進センター (公4会計)	1,269,036	—	1,155,939	66,097	1,000	46,000	45,000
収益事業等会計	1,366,234	—	926,234	—	—	440,000	—
薬剤製造受託業務 (収1会計)	649,854	—	649,854	—	—	—	—
賃貸事業 (収2会計)	716,380	—	276,380	—	—	440,000	—
法人会計	3,547,347	1,148	68,115	107,650	—	3,370,434	270,434
合 計	11,188,121	1,148	4,216,774	1,781,400	802,000	4,386,799	800,000

②事業別予定支出明細書

平成31年4月1日～令和2年3月31日まで

(単位：千円)

事業	費用合計 (B)	内 訳					収支差額 (A-B)
		人件費	物件費	特定資産 積立支出	固定資産 取得支出	繰入金支出等 その他支出	
公益目的事業会計	6,274,540	1,591,378	3,543,134	1,133,366	6,662	—	—
先端医療研究センター等 (公1会計)	1,921,934	323,797	773,999	824,138	—	—	—
クラスター推進センター (公2会計)	712,484	297,093	408,729	—	6,662	—	—
細胞療法研究開発センター等 (公3会計)	2,371,086	368,168	1,699,390	303,528	—	—	—
医療イノベーション推進センター (公4会計)	1,269,036	602,320	661,016	5,700	—	—	—
収益事業等会計	1,339,863	39,265	782,798	6,300	16,500	495,000	26,371
薬剤製造受託業務 (収1会計)	629,610	30,966	582,144	—	16,500	—	20,244
賃貸事業 (収2会計)	710,253	8,299	200,654	6,300	—	495,000	6,127
法人会計	3,569,849	215,888	185,361	—	3,600	3,165,000	△22,502
合 計	11,184,252	1,846,531	4,511,293	1,139,666	26,762	3,660,000	3,869

第6 主要事業の推移（平成28年度～30年度）

事業名	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療イノベーション推進センター			
・研究相談件数	158件	147件	101件
・臨床試験の支援件数（累計）	324件	348件	401件
・公表論文件数（累計）	244件	254件	265件
クラスター推進センター			
・進出企業・地元企業からの相談件数	161件	159件	162件
・「医療機器等事業化促進プラットフォーム」における具体的事業化に向けた継続支援案件（累計）	93件	106件	130件
・創薬イノベーションプログラムによる共同研究契約締結数（累計）	3件	4件	5件
・ヘルスケア分野の事業化に向けた継続支援案件（累計）	4件	9件	11件
・ヘルスケア開発市民サポーター登録者数（累計）	868名	1,703名	2,208名

参 考 資 料

○先端医療センターの概要

(1) 施設規模

- ① 敷地面積 11,150㎡
- ② 延床面積 22,393㎡
- ③ 建物構造 鉄骨造地上5階建

※土地・建物のうち66.7%は神戸市民病院機構が所有

(2) 施設内容（当機構関連分のみ掲載）

- ① 臨床棟（平13.11着工、平15.1完成）
医療機器棟部分（平12.7着工、平13.3完成）
[1階] カフェテリア、PET治験薬製造施設
[3階] 機構事務室
- ② 研究棟（平13.3着工、平14.3完成）
[2階・3階] レンタルラボ
[4階] 臨床開発用細胞培養センター
[5階] 臨床研究用細胞培養センター、再生医療研究ラボ、細胞管理室

○神戸臨床研究情報センター（TRI）の概要

(1) 施設規模

- ① 敷地面積 2,987㎡
- ② 延床面積 7,340㎡
- ③ 建物構造 鉄骨造地上4階建

(2) 施設内容（平15.3完成）

- [2階] 研修室、会議室、展示コーナー、エントランスホール、事務室等
- [3階・4階]
ウェットラボ：8室
ドライラボ：12室
研究用居室：8室

○神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の概要

(1) 施設規模

- ① 敷地面積 2,002㎡
- ② 延床面積 3,190㎡
- ③ 建物構造 鉄骨造地上4階建

(2) 施設内容（平23.3完成）

- [1階～4階] ウェットラボ・オフィス 37室
- [1階・2階] 企業・研究機関等の交流スペース、事業所内託児施設、共用会議室等

○国際医療開発センター（IMDA）の概要

(1) 施設規模

- ① 敷地面積 3,241 m²
- ② 延床面積 6,034 m²
- ③ 建物構造 鉄骨造地上7階建

(2) 施設内容（平 23. 5 完成、平 24. 6 事業譲受）

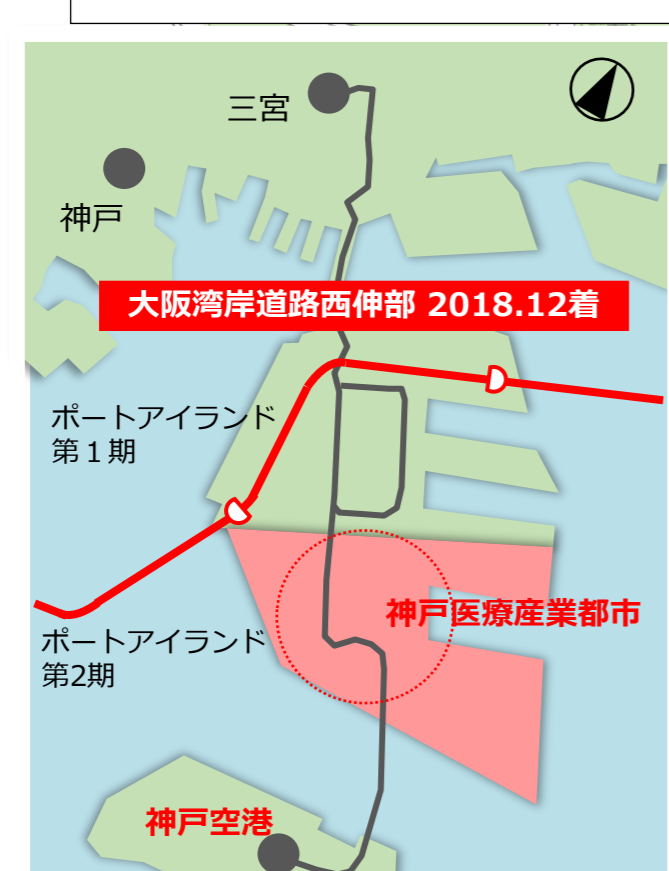
- [1階] エントランス
- [2階] 研究室3室、研修室3室（共用会議用）、事務室等
- [3階] 研究室8室、MRI（3.0T）、CT（16列）ワークショップ室等
- [4階～6階] 研究室36室
- [7階] 機械室・電気室

神戸医療産業都市 施設配置図 (2019年 7月現在)



進出企業・団体
 359社・団体 (2019年7末)
 雇用者数
 11,000人 (2019年3月末)
 経済効果
 1,532億円 (2015年)

- 神戸低侵襲がん医療センター
- チャイルド・ケモ・ハウス
- 西記念ポートアイランドリハビリテーション病院
- 神戸アイセンター
- 神戸市立医療センター中央市民病院
- 市民病院前ビル
- 市民病院南館
- 理化学研究所 生命機能科学研究センター (BDR: IBICDB)
- 先端医療センター (IBRI)
- 神戸国際ビジネスセンター (KIBC)
- 北館
- 南館
- 理化学研究所 生命機能科学研究センター (BDR: IBCLST)
- 理化学研究所 融合連携イノベーション推進棟 (IIB)



関西3空港懇談会で合意 (2019.5)

- 発着枠の拡大 (60便→80便)
- 運用時間の延長 (7時~22時→7時~23時)
- 2025年までに国際化を検討





KBIC

KOBE Biomedical Innovation Cluster